

## 静岡県告示第767号

次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

令和7年12月9日

静岡県知事 鈴木康友

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）